



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

### ▶相談事例

SNSの広告を見て、いつでも解約可能な定期購入と思い、1箱千円で健康食品を購入した。初回分が届き代金を支払った後、2回目の発送メールが届いたが、1箱1万円で驚いた。購入サイトに電話すると、「この定期購入は5回目までの継続が条件なので解約できない。ここで中途解約する場合、2回目の代金と違約金の3万円が必要」と言われた。

### ▶アドバイス

インターネット通販においては、「自分がどんな契約をしようとしているのか」を知ることが重要です。「最終確認画面」で必ず注文内容を確認しましょう。最終確認画面とは注文確定の直前に表示される画面で、「数量、販売価格、支払い方法、申し込み解除に関すること」などの契約内容が確認できます。内容が間違っていた場合、訂正や削除ができます。

No.233

その申し込み、定期購入になっていませんか

### ▶最終確認画面でのチェックリスト

- ①定期購入が条件になっていませんか。
- ②定期購入が条件になっている場合、継続期間、購入回数が決めていませんか。
- ③支払い総額はいくらですか。
- ④「解約、返品できるか」など、解約条件や返品特約を確認しましたか。
- ⑤解約方法は確認しましたか。
- ⑥利用規約の内容は確認しましたか。

※最終確認画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)